

宇部市コミュニティ・スクール推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における各コミュニティ・スクールの取組を充実・発展させるとともに地域協育ネットの推進を図るための組織として「宇部市コミュニティ・スクール推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市内のどの地域においても、地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備するために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) コミュニティ・スクールに関する宇部市教育委員会の施策の充実に関すること
- (2) 各コミュニティ・スクールの取組の充実に関すること
- (3) 各コミュニティ・スクール間の連携に関すること
- (4) 中学校区での連携や地域協育ネットに関すること
- (5) 各中学校区の地域コーディネーター間の連絡調整に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、宇部市教育委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 統括コーディネーター（中学校区の学校運営協議会の代表者）
- (2) 小・中学校長の代表者（若干名）

(任期)

第4条 協議会委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。